

競争入札に関する質問回答書

件名		令和2年度決算に係る財務書類等の作成支援業務	
入札年月日		令和3年4月19日	回答年月日
質疑年月日		令和3年4月8日	回答課名
番号		質 問	回 答
1	財務会計システム（FAST）の不具合等により、システムより算出される台帳とシステムより算出される財務4表の数値が乖離することがあった場合、他システムにより正確な財務書類を納品することや、FASTより抽出された財務書類をエクセルによって想定値に加工することが考えられますが、そのようなことを想定しておられますか。また、想定値へ修正するために、システムの入力情報を修正しなければなりません、その方法に指定はありますか。	仕様書「6 業務内容」に記載のとおり、財務書類等の作成については本市が導入している財務会計システム（FAST）を用いて行うこととします。ただし、万が一ご質問のような不具合が発生し、納品が間に合わない見込みとなった場合は、本市と協議のうえ、FASTから抽出した財務書類をエクセルなどにより加工して納品することは想定されます。その場合、FASTの原本性を確保するため、納品後にシステムの情報を修正していただきますが、方法については最適な方法を本市と協議の上決定するものとします。	
2	履行体制(3)内の一般会計等の財務書類等中の行政コスト計算書に係る行政目的別の明細について、昨年度以前の内容との乖離を防ぐために、非資金取引等の按分率を用いてセグメントに配分するものについては、その計算式や按分率は明示されるものですか。	「行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」については、業務委託契約締結後に本市と打ち合わせを行う中で前年度データと算出方法をお示しします。	
3	システムの仕様上、入力作業となると、貴庁に訪問し、現地での作業をしなければ完成は不可能であると想定されます。弊社では訪問回数を見積もりを10回以上と想定しておりますが、訪問回数の下限設定はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、入力作業は本市の事務室内で作業を行っていただくことを想定しています。訪問回数の下限は特に設定しておりませんが、固定資産台帳及び財務書類等の作成にあたり必要な入力を短期間で行わなければならないことも踏まえて訪問回数をご検討ください。	
4	固定資産台帳の更新支援に係る確認・検証はどの程度の範囲を想定されていますか。台帳に必要な項目の確認のみで、資産の計上単位等の確認は含まれていないと解してよろしいでしょうか。	固定資産台帳の確認・検証は、伝票の仕訳を確認しながら、資産に仕訳がされているものが正しく固定資産台帳に登載されているかや、伝票上資産化すべきものが費用となっていた場合に仕訳を直すだけでなく、固定資産台帳に登載するような業務を想定しています。また、1本の伝票で資産仕訳がされていたとしても、本来は資産と費用が混在しているような場合もありますので、判断が必要な伝票についてはその内容を確認し、固定資産台帳に登載すべきものかどうかの検証も必要です。なお、固定資産台帳に項目として記載のある「単位」についても確認が必要です。	
5	一般会計等における「行政コスト計算書に係る行政目的別明細」作成に必要な目的別区分は本市が導入している財務会計システムの伝票情報より抽出は可能ですか。また伝票を介さない引当金等の決算整理仕訳に係る目的別の按分基準等はございますか。	「行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の目的別区分は、FASTからの抽出データを用いて振り分けることが可能です。また、按分基準等については、質問2の回答のとおり、業務委託契約締結後に本市と打ち合わせを行う中で前年度データと算出方法をお示しします。	